



契 約 書

参議院（以下「甲」という。）とアイマークパートナーズ（以下「乙」という。）とは、次の条項により「参議院ホームページのデザインリニューアル業務」（以下「請負業務」という。）に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に記載の請負業務を行い、甲は乙に対し本請負業務の対価として契約金額を支払うものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金294,481円（請負代金267,710円並びに消費税及び地方消費税26,771円の合計額）とする。

2 前項に規定する消費税及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に100分の10を乗じて得た金額とする。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和8年12月28日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除するものとする。

（履行場所）

第5条 履行場所は、別紙仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託の取扱い）

第7条 乙は、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の再委託に関する書面の変更を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。

4 乙は、第2項又は第3項の規定により第三者に委託した場合は、その第三者の選任及び監督その他の一切の行為について、甲に対して責任を負う。

（守秘義務）

第8条 乙は甲が秘密であることを示して乙に開示する又は乙が知得する際に甲から秘密であることが示されていた情報については、請負期間中はもとより、本請負業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）
- 2 前項の有効期間は、本請負業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 乙は、本請負業務の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
- 4 乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 5 第7条第2項に基づき請負業務の一部を第三者に委任又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

（セキュリティ問題についての事前協議）

第9条 乙は、この契約の履行にあたり、セキュリティ上の問題が発生する恐れがあると認められる場合には、事前に甲と協議を行うものとする。

（監督）

第10条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監督職員を変更したときも同様とする。

2 甲は、監督職員に乙の請負業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

3 監督職員は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙に対する指示、承諾又は協議
- (2) 本契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（業務内容の変更等）

第11条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して請負業務の内容を変更し、又は、請負業務を一時中止し、若しくは請負業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その

他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

- 3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する場合には、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第12条 乙は、請負業務を完了したときは、業務完了に関する報告書を甲に提出し、甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は検査職員は、前項の業務完了に関する報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補を行い、甲又は検査職員による再度の検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は甲に対し、甲の検査後1ヶ年、請負業務に関し発見された重大な契約不適合について、是正措置を講ずる義務を負うものとする。

- 2 前項の契約不適合が乙の故意又は重過失によるものである場合は、乙は甲に対し、甲が契約不適合を発見したときから1ヶ年、是正措置を講ずる義務を負うものとする。

- 3 前2項の是正措置に要する費用は全て乙の負担とする。ただし、契約不適合の原因の一部が甲の指示によるときは、甲乙協議の上、費用の負担について定めるものとする。

- 4 甲は、第1項及び第2項に定める期間内において、成果物に関し契約不適合を発見した場合には、遅滞なく乙に通知するものとする。

(請求及び支払)

第14条 乙は、第12条の検査に合格し、甲又は検査職員から履行完了の確認の通知を受けたときは、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙において正当な理由なくして契約を履行しないとき、又は甲において誠実にその履行の義務を果たさないと認めたときであって、これにより甲が本契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により本契約の目的が達せられないため、乙から解除の申し出があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行するにあたり、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正な行為があったとき、又は甲の職務を妨げたとき。

- (4) 乙が破産手続開始の決定を受け、又は無能力者になったとき。
- (5) 甲の都合により本契約の全部又は一部の解除を必要とするとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項第5号の規定により本契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項のほか、乙が契約を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙は、甲が本契約に定める義務に違反したことにより、本契約の目的を達する見込みがないと認めたとき、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第17条 甲が、本契約の全部又は一部を解除した場合で、その理由が前条第1項第1号から第3号まで若しくは第6号又は前条第3項の規定に該当するときは、乙は甲の指定する期日までに解除部分に対する契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を違約金として、甲に納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第18条 甲が第16条第1項第5号の規定により、又は、乙が第16条第4項の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合に乙が損害を受けたときは、乙は損害の賠償を甲に請求することができる。

- 2 乙が請負業務の履行にあたり、故意又は重大な過失により甲の施設又は備品等に損傷等の損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(知的所有権、著作権)

第19条 成果物に係る知的所有権、著作権の帰属は、仕様書による。

(紛争の解決)

第20条 本契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の指定する公的機関に解決の斡旋を依頼し、その解決を図るものとする。

2 前項の規定による紛争の解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第21条 乙は、本契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、本契約による契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（以下この条において「違約金」という。）を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、本契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号又は第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

(4) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、甲は、本契約を解除することができる。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項に規定する場合において、指定の期日までに違約金を支払わなかった場合は期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(個人情報の取扱い)

第22条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。

2 乙は個人情報の開示を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。

(2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。

- (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとする。
- (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
- 3 第7条第2項に基づき請負業務の一部を第三者に委任又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、前項に定める措置を遵守させるものとする。
- 4 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

(存続条項)

第23条 甲及び乙は、本請負業務を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
第8条各項（第3項を除く。）に規定する事項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第8条第1項及び第3項から第5項までに規定する事項

(相殺)

第24条 甲は、乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき契約代金と相殺することができる。

(その他)

第25条 本契約に関して、疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するために、本書を2通作成して、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月29日

甲 東京都千代田区永田町1-7-1
支出負担行為担当官
参議院庶務部会計課長 上村 隆

乙 東京都葛飾区東新小岩1-18-10-313
デュオシティイースト
アイマークパートナーズ
代表 明石 博

参議院ホームページの
デザインリニューアル業務に関する仕様書

令和8年4月

庶務部広報課

第1. はじめに

参議院インターネットホームページ (<http://www.sangiin.go.jp>) は、平成21年4月にリニューアルを行い現在の形式で情報を提供しているが、スマートフォン等が広く普及したことにより、様々なデバイスに対応した視認性の高い、訴求力のあるページデザインが求められている。

以上の理由から、参議院の発信力強化及び本院ホームページの利便性の一層の向上に資するため、トップページを含むデザインのリニューアルを本仕様書に基づき行うこととし、その業務においては、外部事業者へ委託し実施する。

1. 事業者要件

過去に、国及び地方公共団体等のホームページ制作を実施した実績があること。

※事前提出書類として、実績に関する仕様書、契約書等を提出すること。

2. 期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

第2. 業務範囲

1. 対象サイト

- URL : <https://www.sangiin.go.jp/>

2. デザイン原案の提供と改善案等の提示及びデザインの決定

参議院は、トップページ及び主要下層ページのデザイン原案（レイアウト案、色指定、情報構造案、挙動を含む）を提供する（別紙参照）。受注者は、当該原案の構成・意図を踏まえつつ、改善提案を含む複数のデザイン案を作成する。デザインの決定は、参議院において、本院原案と受託者側デザイン案を基に決定する。

3. 作成する HTML 等の仕様

作成する HTML 等については、テキストエディタにより広報課の職員において編集が可能なものとする。※CMS の使用はなし。

4. 技術的助言

本業務において納品された HTML テンプレート等を基に、担当職員において実際の HTML の置き換え作業を実施するため、Web 上で正常に表示されない場合等が発生した際には、受託者において技術的助言（HTML 及び CSS のコーディング等）を行うこと。

5. 数量表（作業項目一覧）

No	作業項目	内 容	数量	単位	備考
1	デザイン原案の受領・確認	原案の意図・構成の確認、打合せ	1	式	
2	原案を基にしたトップページデザイン案	PC/レスポンス対応	1	式	修正 2 回まで
3	原案を基にした下層テンプレートデザイン案	PC/レスポンス対応 ・共通デザインページ①及び②	1	式	修正 2 回まで
4	採用案の見本作成	トップ+主要下層	1	式	形式は受託者に一任
5	採用案の HTML/CSS/JS 等コーディング	採用案に基づき HTML 及び CSS については、担当職員においても編集が可能なものとする。 ・トップページ（1 頁） ・共通デザインページ①及び②（2 頁）	1	式	・レスポンス対応必須 ・各ページに標準、拡大、最大の挙動を実装
6	画像素材作成	アイコン・ピクトグラム等	15	点	PNG/JPG/SVG
7	ナビゲーション改修	グローバルナビゲーション等	1	式	
8	アクセシビリティ対応	JIS X 8341-3:2016 AA 準拠	1	式	チェックリスト提出
9	動作確認	Chrome/Edge/Safari/Firefox	1	式	PC/SP 両方
10	表示速度最適化	現行のホームページと同等	1	式	主要ページ対象
11	作業報告書作成	全工程の記録	1	式	PDF 形式
12	納品後の軽微修正	文言・画像差替え等	2	回	納品後 1 か月以内
13	技術的助言	第 2. 業務範囲の 4. 技術的助言のとおり	1	式	契約期間内

6. 最新の高齢者・障害者等に配慮したウェブコンテンツの設計指針を定めた規格（J I S X 8 3 4 1－3）への適合

上記 1～3 については、参議院ホームページのウェブアクセシビリティ方針及び最新の高齢者・障害者等に配慮したウェブコンテンツの設計指針を定めた規格（J I S X 8 3 4 1－3）に準拠した HTML の記述を行うものとする。

7. 対応ブラウザ

本業務に当たって、対応するインターネット閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）は以下のものとする。それ以外のブラウザでも、記述しているテキスト等を表示（レイアウトについては不問）できるように配慮することとする。

・対応インターネット閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）

Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari

8. テストページの確認

受託者は、上記 1～7 に準拠し作成されたページについて、受託者が用意する環境におい

て、担当職員に対し、ウェブ上においてテストページを提示すること。

9. コンテンツの公開

本仕様書に基づいて作成したコンテンツを公開する際には、本院が運用する Web サーバのテストサイト等※を利用し、表示状況や動作が正常であるか確認する。

テストサイト等に問題があった場合、受託者は、担当職員と協議の上、問題を解消すること。

テストサイト等に問題がないことを確認した後、公開サーバにアップロードする。

また、Web サーバへのアップロード作業は、担当職員において実施する。

※テストサイト等

参議院事務局で運用している公開 Web サーバ () である。

10. 本院が提供する範囲

受託者が本業務を行うに際して、本院は、原案のほか以下のデータを提供する。

(1) 現在公開している参議院インターネットホームページについてのデータ (HTML 及び各種画像データを含む)

(2) 現在の本院インターネットホームページのサイト構成表等の基礎的データ

(3) 新規作成するコンテンツについてのテキストデータ及び写真等の画像

第3. 成果物に関する事項

1. 成果物

成果物は下表のとおりとする。

表 成果物一覧

業 務	成果物	納 期
コンテンツ作成段階	作業体制表	契約締結後速やかに
	作業工程表	契約締結後速やかに
コンテンツ納品段階	コンテンツ導入に係る納品物一式 ・ HTML (トップページ、コンテンツの共通デザインページ、個別コンテンツページ) ・ CSS、Javascript 等 ・ 画像	担当職員と協議の上決定
その他	議事録	会議終了後 5 日以内 (国会機関の休日を除く)
	業務完了報告書	全ての業務終了後提出

2. 成果物の概要

(1) 作業体制表

本業務における受託者側の連絡先を含む作業体制表

(2) 作業工程表

本業務における業務の着手から納期までを示す作業工程表

(3) コンテンツ導入に係る納品物一式

参議院ホームページにおいて公開するために必要な納品物一式（画像や HTML 等）

(4) 議事録

受託者と担当職員において実施された全ての会議及び打合せの議事録

(5) 業務完了報告書

全ての業務終了後に提出する報告書

書式等は、担当職員の指示によるものとする。

3. 成果物の納品方法

成果物の納品は次のとおりとする。

- ・データを収納した記録媒体又は電子メールによりデータを納品する。
納品に際しては、適切な情報セキュリティ対策を講じること。なお、受託者が、他のより円滑な納品方法を希望する場合には、あらかじめ担当職員に提案し協議すること。その納品方法のために必要となる環境等は受託者の負担により用意すること。
- ・データを送付又は送信した際には、速やかにその旨を担当職員に通知する。担当職員が当該データを受領し、正確な作動を確認したことを受託者に通知した時点で、成果物が納品されたものとみなす。
- ・「コンテンツ導入に係る一式」の納品形式については、本院サーバにおいて、容易に公開状態にすることができる状態で送付又は送信すること。また、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

4. 成果物の納品場所

参議院事務局庶務部広報課とする。

第4．作業の実施体制及び方法に関する事項

1．窓口

参議院事務局庶務部広報課とする。

2．作業場所等

本業務の作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。ただし、業務を実施する上で本院内にて作業することが必要な場合には、あらかじめ担当職員と協議すること。

第5．作業の実施に当たっての遵守事項

1．法令遵守

受託者は、本業務に係る請負業務全般において各種法令を遵守し、別途法令等に定められた手続が必要な場合、あらかじめ担当職員から手続を行うことにつき了解を得た上で、その手続を行い、手続完了後にはその旨を担当職員へ報告すること。

2．契約不適合責任

参議院事務局庶務部広報課による成果物の検収完了後、本業務の成果物において、明らかな不備等の契約不適合が認められる場合は、担当職員と協議の上、受託者は無償で是正処理を実施すること。なお、本業務の契約不適合責任期間は、検収完了後1か年とする。

3．情報セキュリティ基本方針の遵守

本業務を実施するに当たり、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及び「参議院情報セキュリティポリシー」以下の諸規程に則り情報を取り扱うこと。

4．参議院ホームページのガイドライン等の遵守

参議院ホームページは次のとおりガイドライン等を定めているため、本業務を実施するに当たっては、これらを遵守すること。

なお、受託者はこれらを事前に閲覧することができる。

- ・参議院ホームページガイドライン
- ・参議院ホームページウェブアクセシビリティ方針

5．守秘義務

受託者は、業務に関して知り得た事項について秘密を厳守すること。特に本業務を行うため本院から提供する資料及び情報については、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずること。

第 6. 著作権等に関する事項

1. 成果物の著作権等帰属

参議院事務局庶務部広報課に納品された成果物に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び知的所有権は、引渡し時に本院に移転するものとする。また、受託者は、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。

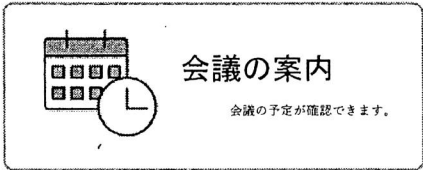
2. 既存著作物の取扱い

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本院の了承を得ることとし、本院は、既存著作物について当該許諾条件範囲内で使用させるものとする。

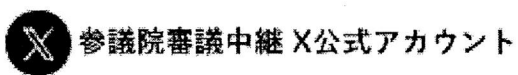
第 7. その他

- ・ 本業務は、本仕様書に基づき、担当職員と随時協議して、誠実かつ完全に業務を実施するものとする。
- ・ 本業務を遂行する上で作業内容等に疑義が生じた場合又は情報通信分野の環境変化等により本業務の内容を見直すことが適当と本院が判断する場合は、直ちに担当職員等と受託者が協議を行い対処するものとする。

• • • • • 11



参議院 インターネット審議中継



議員情報

今国会情報

參議院公報

会議録情報

本會議投票結果

議案情報

質問主意書

請願

國際關係

ライブラリー



参観・傍聴・体験プログラム

参 観

傍 聴

体験プログラム



各種資料

国会の基礎知識

参議院改革

参議院関係法規等

調査室作成資料

映像コンテンツ

キッズページ



ご案内

請願・地方議会からの
意見書の提出

参議院議員の
資産等報告書等の閲覧

政策担当秘書資格試験

事務局の情報公開

参議院事務局の個人情報保護

参議院事務局における
公益通報対応について

参議院事務局の
障害者差別解消対応要領

参議院施設における
バリアフリー化整備について

調達関連情報

その他

事務局からのお知らせ

- ▶ 参議院の公開録音・録画は、設備が故障等により、公開が中止となる場合があります。
令和8年3月25日（水）から同月27日（金）の3日間
- ▶ 「標準決済システム（第三世代）の防衛費増額に係る増額等の借入等」に係る入札公告について（令和7年11月20日）
- ▶ 令和7年6月1日現在の議員である議員の任免の状況について（令和7年10月29日）
- ▶ 参議院事務局における障害者活躍推進計画の実施状況について（令和7年10月29日）
- ▶ 小型無人機等の飛行禁止区域について
- ▶ 参議院を構った不審な電話にご注意下さい



採用情報

行政に対する苦情窓口

参議院憲法審査会



参議院法制局

Legislative Bureau House of Councillors



NAIIC 国会事故調



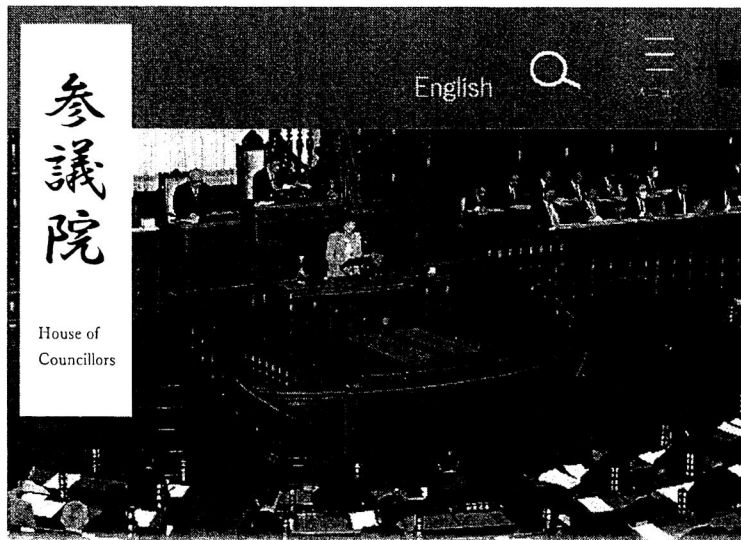
ご意見・ご質問

参議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話番号 03-3581-3111(大代表)

利用案内 著作権 免責事項 サイトマップ



令和6年度決算の概要報告・質疑

更新日: 令和7年12月3日



参議院の動き



会議の案内

会議の予定が確認できます。



参議院議長あいさつ

参議院 インターネット審議中継

参議院審議中継 X公式アカウント



議会情報

議員情報

今国会情報

参議院公報

会議録情報

本会議投票結果

議案情報

質問主意書

請 願

国際関係

ライブラリー

レスポンシブデザイン

メニューをクリック

参議院

House of Councillors

English



議会情報



参観・傍聴・体験プログラム



各種資料



ご案内



議会情報の (+) をクリック

参議院

House of Councillors

English



議会情報



- > 議員情報
- > 今国会情報
- > 参議院公報
- > 会議録情報
- > 本会議投票結果
- > 議案情報
- > 質問主意書
- > 請願
- > 国際関係
- > ライブラリー

参観・傍聴・体験プログラム



各種資料



ご案内





参観・傍聴・体験プログラム

参 観

傍 聴

体験プログラム



各種資料

国会の基礎知識

参議院改革

参議院関係法規等

調査室作成資料

映像コンテンツ

キッズページ



ご案内

請願・地方議会からの意見書の提出

参議院議員の資産等報告書等の閲覧

政策担当秘書資格試験

事務局の情報公開

参議院事務局の個人情報保護

参議院事務局における公益通報対応について

参議院事務局の障害者差別解消対応要領

参議院施設におけるバリアフリー化整備について

調達関連情報

その他

事務局からのお知らせ

- ▶ 参議院のウェブサイトを、参議院のウェブサイトから、ウェブサイトからアクセスしていただくことができます。
令和8年3月25日（水）から同月27日（金）の3日間
- ▶ 「橋渡しシステム（第三世代）の防衛省環境に係る機器等の借入等」に係る入札公告について（令和7年11月20日）
- ▶ 令和7年6月1日現在の閣内閣員である議員の任免の状況について（令和7年10月29日）
- ▶ 参議院事務局における障害者活躍推進計画の実施状況について（令和7年10月29日）
- ▶ 小型無人機等の飛行禁止区域について
- ▶ 参議院を構った不審な電話にご注意下さい



行政に対する苦情窓口

参議院憲法審査会



ご意見・ご質問

参議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話番号 03-3581-3111(大代表)

利用案内 著作権 免責事項 サイトマップ

参議院

House of
Councillors

議会情報

参観・傍聴・体験プログラム

各種資料

ご案内

English



> 議員情報

> 今国会情報

> 参議院公報

> 会議録情報

> 本会議投票結果

> 議案情報

> 質問主意書

> 請願

> 国際関係

> ライブラリー

令和6年度決算の概要報告・質疑

更新日: 令和7年12月3日





トップ > ●●



バックナンバー ※直近 10 回次分を表示しています。



回次別一覧

表示させたい回次を選択してください。

(回次別一覧) 選択してください



国会会議録検索

会議録は、「国会会議録検索システム」(国立国会図書館ホームページ)(別ウィンドウで開きます)をご覧ください。



トップ > 今国会情報 > 委員会



委員会

●●委員会

●●委員会



●●委員会



●●委員会



●●委員会



- ・所管事項
- ・委員名簿
- ・議案情報
- ・委員会日程
- ・委員会経過
- ・質疑項目
- ・請願
- ・決議
- ・附帯決議

▼ をクリックすると、点線枠内の項目が表示される。

